事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官については東北地方環境事務所に限る。）。

（総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

2　庶務課、企画課及び経理課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項に規定する事務を分掌する。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の保管及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。第六条の三第一項第七号において同じ。）（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十七～三十二　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第五条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づき助言を行うことその他地球温暖化対策計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること。

六～十八　（略）

十九　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第三項の規定に基づく意見の陳述、第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しの受理及び第二十三条第三項の規定に基づく意見の陳述に関すること。

二十～二十三　（略）

2　（略）

（除染対策第一課及び除染対策第二課の所掌事務）

第六条の二　除染対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

2　除染対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第二号から第四号までに規定する事務を分掌する。

（削る）

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三　放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十　（略）

2　庶務課、企画課及び経理課を置く場合には、第二十三条に基づき、前項に規定する事務を分掌する。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の保管及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。第六条の四第一項第七号において同じ。）（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

十七～三十二　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第五条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　温暖化対策推進法第二十条の四第三項に基づき助言を行うことその他京都議定書目標達成計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること。

六～十八　（略）

（新規）

十九～二十二　（略）

2　（略）

（除染対策第一課及び除染対策第二課の所掌事務）

第六条の二　除染対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

2　除染対策第二課を置く場合には、第二十三条に基づき、前項第二号から第四号までに規定する事務を分掌する。

（市町村除染推進課の所掌事務）

第六条の三　市町村除染推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射性物質汚染対処特措法第三十六条に規定する除染実施計画に関すること。

二　放射性物質汚染対処特措法第四十三条に基づき講じられる国の財政上の措置等に関すること。

三　前二号に掲げる事務に関する関係地方公共団体との連絡調整に関すること。

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の四　放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）